

交 対 協 第 5 4 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

日頃は交通安全対策の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内における 1 2 月中の交通事故死者数が 1 0 人に達したことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 (以下「要綱」という。) 第 3 条に基づき、交通死亡事故多発警報が発令されました。

本年の県内の交通事故死者数は 1 2 月 2 3 日現在 1 1 6 人で前年同日比 3 人減少しており、都道府県別でワースト 5 位となっています。

また、交通事故死者に占める 6 5 歳以上の高齢者の割合は約 6 割の 7 2 人、そのうち歩行中の死者は 3 6 人、自転車乗用中の死者は 2 3 人と多発しております。

委員各位におかれましてはこうした県内の交通死亡事故の実態を踏まえ、要綱第 4 条の別表に掲げる推進事項をはじめとした交通事故防止対策、特に、職員、従業員の皆様をはじめ、関係する企業や団体の方々に対し、ドライバーは高齢者への思いやりのある運転に努めることなどについて積極的な情報発信を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

令和 3 年 1 2 月 2 4 日から令和 4 年 1 月 6 日までの 1 4 日間

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 田嶋
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 0 4 8 - 8 2 5 - 2 0 1 1
F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 5 7
E-Mail a2950-09@pref.saitama.lg.jp